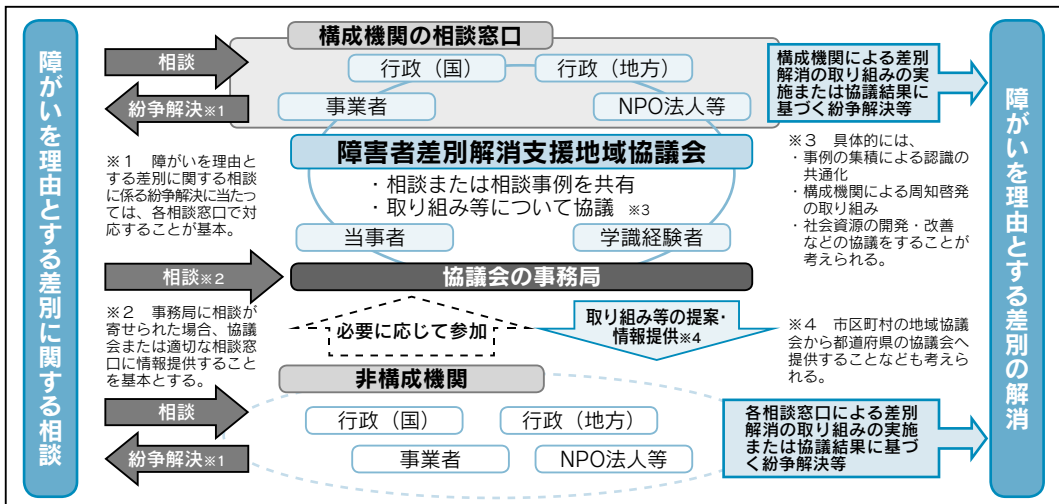


障害者差別に関する相談の流れイメージ



平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」の規定に基づき、秩父地域障害者差別解消支援地域協議会が設置されました。

秩父地域障害者差別解消支援地域協議会が設置されました

設置されました

地域協議会は何をするの？

市や市と隣接する横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町に寄せられた障がい者による差別に関する相談および当該相談に係る事例を踏まえた障がい者による差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、次に掲げる事項について関係する機関で協議します。

- ① 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- ② 関係機関等が対応した相談事例の共有
- ③ 障害者差別に関する相談体制の整備
- ④ 障害者差別の解消に資する取り組みの共有・分析
- ⑤ 構成機関等における幹旋・調整等のさまざまな取り組みによる紛争解決の後押し
- ⑥ 障害者差別の解消に資する取り組みの周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

障がい者福祉課  
27-17333-1 FAX 22-17168

障害者差別解消法 住民・事業者・行政 合同講演会

～秩父地域を障がいのある人もない人も暮らしやすいまちに～

平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」について、秩父地域の市町が共催で住民・事業者・行政向け講演会を開催します。

とき 11月2日(水)午後2時～4時(開場は午後1時30分)

ところ 横瀬町民会館ホール ※駐車場に限りがありますので、

障がい者福祉課  
27-17333-1 FAX 22-17168

法が円滑に施行され、秩父地域を暮らしやすいまちにするためには行政職員だけではなく、住民や事業者の皆さんのご理解・ご協力が不可欠ですので、多くの方の参加をお願いします。

できる限り乗り合わせや公共交通機関をご利用ください。

講師 野澤 和弘氏(毎日新聞論説委員・内閣府障害者政策委員会委員)

※法の成立にご尽力された野澤氏のお話を伺える貴重な機会です。

定員 250人

参加費 無料

※事前申し込み不要、当日直接会場へお越しください。手話通訳・要約筆記もあります。

新年を飾る、力作をぜひ！

市報ちちぶ1月号 カラー表紙写真を募集！

市内で撮影した風景や行事、人物などのカラー写真で、新年号にふさわしい写真を募集します。

応募資格 市内在住・在勤・在学の方

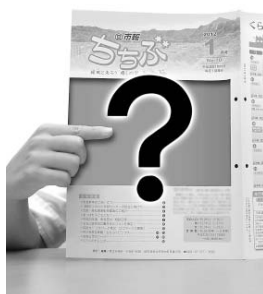
サイズ キャピネまたは2L(デジタルの場合は600万画素、1MB以上とし、メールでの応募も可)

構図 現行の市報の表紙に被写体が収まる形で撮影したもの

応募期間 10月11日(火)～11月18日(金)

※選考結果は応募者に通知します。なお、応募方法や注意点等詳しくは、市報をお覧いただくか☎にてお問い合わせください。

問 秘書広報課 ☎22-2505  
✉hisyo@city.chichibu.lg.jp



ルールを守って正しく動物を飼いましょう！

犬や猫などの愛護動物を捨てた者は100万円以下の罰金に処せられます。

※この内容は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で定められています。